

## 市民福祉委員会記録

1 日 時 令和7年8月13日（水）

午後1時30分 開会

午後2時52分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長 合 田 晋一郎	副委員長 河 内 優 子
委員 伊 藤 義 男	委員 野 田 明 里
委員 小 野 志 保	委員 田 窪 秀 道
委員 小 野 辰 夫	委員 近 藤 司

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市民環境部環境エネルギー局

局長	近 藤 淳 司	環境施設課長	村瀬秀昭
環境施設課参事	野 藤 由 治		

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議事課係長 伊 藤 博 徳

8 本日の会議に付した事件

(1) 所管事務調査

環境保全、廃棄物、環境衛生について

次期ごみ処理施設整備検討にかかる取組について

9 会議の概要

○ 開 会 午後1時30分

●委員長：<開会挨拶>

○市民環境部環境エネルギー局長：<挨拶>

(1) 所管事務調査

環境保全、廃棄物、環境衛生について

次期ごみ処理施設整備方針の検討状況について

<説 明>

○環境施設課長：資料の表紙は、各歴代の新居浜市清掃センター等の外観である。

資料1ページ、次期ごみ処理施設整備検討の背景について。

新居浜市の現状の施設は令和15年3月に供用終了期限を迎える見込みで、老朽化が進んでいる。

また、年々上昇するごみ処理経費による財政負担上の事情や、人口減少、ごみ量減少による人員確保や処理効率悪化の懸念、さらには求められる災害対応能力の強化や、資源循環、脱炭素対応の負担などの事情がある。

背景として、将来にわたり持続可能な適正処理の確保の観点から、愛媛県による各地域のブロック化による広域化集約化計画が、令和4年3月に策定された。当時の新居浜市は、西条市、四国中央市とともに県東部エリアの西条ブロックとして、施設の広域化、集約化の検討対象として位置付けられており、3市による広域化の実現可能性調査の実施を経て、その効果が十分認められる結果が確認されるに至った。しかしながら、その後令和5年11月に四国中央市の離脱表明があり、以降は西条市と2市で検討を継続していた。

これらの取組のベースは、国の廃棄物処理施設整備に関する方針に基づくものである。広域化、集約化をキーワードに、災害対応の強化や脱炭素を図る中で、地域循環共生圏の構築を目指す明確な意思が示されている。

次に、新居浜市と西条市による施設整備検討に関する取組について。

西条市の6月定例会での意思決定に基づき、引き続き、両市共同で検討を進める方針が確認され、この8月5日に基本合意の締結を行い、両市長副市長を中心とする次期ごみ処理施設整備検討推進会議の設置により、両市による運営方式や費用負担、施設候補地の選定やそのスケジュールなどの検討を共同で進めることとしている。また、新施設整備基本構想を策定する取組として、9月議会において、業務に必要な補正予算案の上程を予定している。

次に、2ページ目。次期ごみ処理施設整備検討に係る対象と法的位置付け。

本事業の取組は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法に基づくものであり、法第6条に基づく基本計画、地域計画の見直しをもとに、下段に記載しているごみ処理フロー部分における中間処理施設部分、中でも、両市にとって供用期限が迫っている焼却施設の整備がポイントとなっている。

施設の集約化を行う場合、片方の市に統合した大型の処理施設を配備し、もう一方の市には廃棄物を貯留、積み替えを行うための中継施設を配備することが基本的な考え方の一つとなっている。

次に、3ページ。以前に実施した、広域化、集約化の実現可能性調査の結果をもとに、次期施設の整備方式の検討概要を一覧にしたものである。

ケース1から3は、当市が単独で整備することになった場合の各メリットデメリットを示したものであるが、今回は、中段から下段の赤枠で囲んだ部分、より効果の高い取組であると評価された2市広域化と公民連携の部分を検討対象としている。

公民連携は、両市の一般廃棄物処理に加えて、民間側の産業廃棄物を一体的に処理することで、スクールメリットを極大化する方式であり、民設民営が基本の考え方となる。

次に4ページ。今回の両市による次期ごみ処理施設整備基本構想の策定について。

業務期間は、9月議会での承認後に入札を実施し、令和8年10月末までを予定しており、この基本構想をもとに、今後、計画的な施設整備及び処理体制の構築を推進していくものとなる。具体的には、まず両市の実情など基本事項の整理や今後の将来予測を通じて、施設規模の想定や処理方式の検討を行う。そして、施設整備の基本構想部分においては、整備方針や組織体制、民間産廃業者との連携、公設公営、公設民営などの事業手法や、概算事業費の算出、整備スケジュールの検討などを行う。

そうした経過を踏まえながら、重要な部分となる両市による費用負担の調整や、今後の循環型社会に必

要となる新しい価値の創出に関する検討を行う。

具体的には、発電電力や燃料ガスの供給元を担う地域エネルギーセンター機能や災害時の役割機能、環境教育の拠点機能など、単なるごみ処理施設ではない、より地域社会や環境に還元をもたらす役割機能について検討を進めていく。また、建設用地についても、複数候補地の選定と詳細調査により、比較検討を行う。

業務委託費用については、2か年合計2,673万円のところ、西条市と新居浜市で半額ずつ負担する予定としている。

契約形態は、請負業者を含めた3者契約を想定している。留意事項として、仮に両市で条件合意できない場合や、条件整理が難航し、予定の検討期間を超過する場合は、2市による共同対応の継続が難しくなり、その場合、各市で単独整備となる可能性もある。

次に5ページ。今回の基本構想策定以降の次期処理施設供用開始までの全体の事業スケジュールイメージで、広域化を想定した行程となっている。

留意する点としては、環境影響評価に3年という期間を要することと、実際のプラント建設工程が最低でも4年以上の期間を要するというところである。これらの短縮できない行程を考慮しながら、また現状施設の延命も図りながら、令和17年度の供用開始を目指に、作業を進めていかなければというふうに考えている。

次に6ページ。参考写真であるが、新居浜市の既存のごみ処理施設の周辺状況。

左側の写真は、現在の清掃センターが配備されている観音原町であるが、現施設反対側の敷地には、以前の旧ごみ処理プラントが残存している。施設の立地には好条件がそろっているが、敷地面積がやや狭く、残地プラントの撤去にも高額の費用を要する。

右側の写真は、現在稼働率の菊本最終処分場が配置されている菊本町の敷地状況である。敷地面積は、3ヘクタール程度あり、広さは十分だが、敷地へのアクセスルートが狭く、かつ、一本しかルートが確保されていないなどの事情がある。

その他、現在の作業工程としては、詳細な敷地候補の選定は未確定であり、今後、基本構想策定に伴う作業において、調査を行っていく予定で、その際には、各地元との会話を丁寧に行いながら作業を進めていきたいと考えている。

最後に7ページ。今後の次期施設整備検討に係る重要事項、留意事項。

ポイントの一番目として、施設の候補用地選定について。

施設の配置は、事業計画の根幹に関わる事項であることから、早期段階での絞り込みが必要と考えている。ごみ処理施設や中継施設の配置に適合するエリアから敷地を抽出し、面積、形状、経路、周辺への影響、用地の取得性や地元理解など、事業の実施継続にふさわしい場所の選定について、両市で調査を行っていく必要がある。

ポイントの2番、施設の集約メリット、利便性、リスクなどの総合評価について。

各項目を含めた総合評価を行っていく予定であるが、中でもリスクへの評価については慎重に行う必要があると考えている。特に、特に事業の継続性に関するリスク評価は重要で、施設稼働に深刻な支障を生じるケースや、想定外の高額支出が必要となるケースなどには注意が必要である。

また、インフレなど社会情勢の変化を見越した将来予測も重要であり、いずれのケースも、市民を含めた外部説明を丁寧に行うことで、事業理解と不安の解消に努める必要がある。

次に3番、両市現状施設における供用期限への並行対応について。

次期施設整備の計画から施設の建設完了まで10年程度の期間を要する一方、両市の既存施設ともに老朽化と向き合いながら、施設稼働を堅持していく必要がある。従って、いかなる事情であっても、整備計画が遅延していく場合や、要件合意がまとまらない場合は、老朽施設のさらなる延命化が必要とな

り、その施設維持が難しくなる危険性を認識しておく必要がある。そのためには、検討作業については、工程期限の厳守がお互いに必須であると考えている。

次に4番、新居浜市と西条市及び愛媛県、国との緊密連携について。

ごみ処理施設の広域化、集約化の検討を行うにあたり、最も大切にしなければならない点として、共同する相手先自治体への理解と尊重だと考えている。広域化に必要な運営体制や事業手法の評価、費用負担など、共同する相手先への信頼がなければ、事業計画として実を結ぶことはない。全国の地方自治体においても、広域化への取組が頓挫、決裂する事例が数多く、その点で、テクニカルな段取りや評価技術といった取組以前に、お互いに尊重して誠実に対応していくことを第1に取り組んでいく。

また、交付金制度の活用も重要な部分であり、その制度推移を注視しつつ、愛媛県、国の意見を仰ぎながら、4者で緊密に連携していく。

最後に、新居浜市としては、西条市と数十年ぶりに施設整備の時期が重なるという周期的な事情などもあり、広域化、集約化を実現するには絶好かつ最後のタイミングであると認識している。お互いに両市への配慮を適切に行いながら、その実現に向けて積極的に検討を進めていきたいと考えている。

#### <質 疑>

●委員：資料3ページにあるケース4～7のうち、ケース4、5のところに太い赤線が入っている。このケース6、7は、民設民営ということだったが、これになる可能性があるのかどうか。ケース4、5のどちらかになるという認識でよいのか。資料4ページで、単独整備する場合はどの程度必要になるのか。資料6ページ、新居浜市側の周辺状況の説明があったが、西条市側の周辺状況が分かれば教えてほしい。

○環境施設課長：まず1点目、整備方式の一覧の中の2市広域化と、公民連携のところの考え方と公民連携になる可能性について。まず、2市広域化がベースで、その上で次の話になっていくのだろうと、現状では考えている。可能性としては新居浜市単独もあるのかもしれないが、ただ、新居浜市だけのボリュームに対して民間と連携というのが、なかなか見えてこない部分がある。ごみの量がたくさんあれば、発電も大きくでき、事業の収益、採算の目途が立つので、やはり、民間からはボリュームが欲しいと言われる。そういう意味では、まず広域化があって、その先に公民連携がどうなってくるのかと考えているところであるが、これも今からの検討と民間側の声によっては当然、検討していくものと考えている。

2点目、単独整備の可能性について。大きく3案、検討中である。一つがこの施設を全部更新する場合、次に建屋を残して中のプラントだけを更新する。あと、延命化。当時、概算的に評価しているもので、詳細な金額見積もりを出していただいたものではないが、当時、今まま建て替えると200億円以上かかるだろうというようなことは聞いている。

次、3番目、西条市の敷地状況について。これもまだ西条市の内部で検討しているところで、具体的に西条市で実施するとした場合の候補地の提示はない。それは今からの話になろうかと思う。

●委員：先日、千歳市の視察を行った時に、広域化して、ごみ減量化はどうなりましたかと質問をしたら、減量化できない、今後もその取組については検討していないという答えがあった。しかし、広域になってごみ減量をしていかなければ、例えば西条市には今度、県の事業で大きい会社が入ってくるという予定もあるので、そうなると必然的に事業系ごみとかが増えることもあると思う。減量しなければ、焼却炉の痛みも早くなる。

新居浜市の立地は、四国中央市と西条市に挟まれており、2市合同もよいが、いいところ取りで、生ごみだけトンネルコンポストで処分していただく形にして、新居浜市がごみ減量に向かっていく方向性というのは、検討できないのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：将来的にはそういう検討も、もしかしたら出てくるかもしれないが、

現時点で四国中央市はトンネルコンポストで整備をするということで進めてはいるが、その規模や内容がどうなるのかとかが分からない。

また、最終的にトンネルコンポストで全て処理できるわけではなく、結局、残渣が出て、それをどこかで焼却処理する必要が必ず出てくるので、まだそういうところが見えていない中で、新居浜市の生ごみを四国中央市のトンネルコンポストで処理していただくというような検討は、今の時点では難しいと考えている。

●委員：とりあえず今、検討して、四国中央市にこういうふうに新居浜市は考えているという方向性を伝えなければ、四国中央市が施設の内容を決めて作ってしまうと、新居浜市のごみを受け入れる余裕がなくなると思う。

残渣が残ると言っても、残渣として残るのは、プラスチックとか微生物が分解できないものが残るだけで、完璧な生ごみの分別ができるとしても、ある程度は処理できるはずだと思うので、残渣は新居浜と広域で対応している施設で焼却しますなど、そのいいところ取りできるのが新居浜の立地条件があるので、その辺は検討すべきではないか。

○環境施設課長：燃やさないという考え方は、すごく大事であると国も言っており、民間も取り組んでいる。私も民間のバイオマス発電施設を見学させてもらった。その可能性について今から行う基本構想策定の中で、ある部分を組み込むということも検討の中には入ってくると考えている。

四国中央市で議論されている経過を読んだだけではあるが、トンネルコンポストは6月定例会の時点ではほぼ事業を固めており、費用も算出されたところである。当然その裏には、国と共有している計画もある程度固めた上での話だと推察している。燃やさないということ、減量をするということは、大変大きなテーマであり、焼却炉も小さくしたい、そのように考えてはいるが、今の時点で西条市と一緒に検討しましようという話をしている中で、新居浜市が四国中央市と別の話を始めたとなると、西条市との計画にも影響が出る可能性もあると考えている。トンネルコンポストには大変未知数なところが多くある。

本当にあの量を自治体が処理をしていけるのか、発酵に17日という長い時間をかけて、処理していくということをどのようにやっていくのか、そのあたりは大変興味深いところではあるが、そういった動きを注視しながらも、まず西条市とのスケールメリットを生かしながら、一方で減量化も視野に入れながらの取組を並行して実施していきたいと考えている。

●委員：今の段階で広域化を実施した場合に、新居浜市や西条市の減量化をしていく計画はどのようなものがあるのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：今の計画は、新居浜市も西条市も一般廃棄物の処理基本計画に基づいて、それぞれごみの減量を図っている。現在、西条市とはごみ処理施設の集約化の検討を始めましょうというところであるので、まだお互い、こういう形でごみの減量を進めていくという話にはなっていない。両市でというよりも、そのあたりの部分はそれぞれごみの減量化を図って、施設を整備するときにはできるだけコンパクトな施設にしていく、ということになると考えている。

○環境施設課長：新居浜市の取組としては、令和4年度に直接搬入ごみの有料化を行った。

まずそういったソフト面の取組の前後で、令和3年度と令和6年度を比較すると、総量4万トンを超えていたごみ量が、3万5千トンを切るほどに大きく下がり、リバウンドも起きていない。

あと、次期施設を考える中で、その容量を好き放題決めることもできない時代で、国側によるある程度の計算式が決まっているため、現在は日量200トンの施設であるが、同じ規模の施設などは到底作れない。その7割とか6割とか、そういうオーダーに落とし込んだものにしていかないといけない。それに、人口が減っていくところもあっての見込みの計算を行うが、そのあたりはごみの減量も当然伴わないと、やっていけない。そういう認識で、この取組を考えている。

●委員：候補地は今後選定ということになっているが、目安というものはまだ全然ついてないのか。

○環境施設課長：ごみ処理施設であるので、明らかに建てられない場所、町の真ん中の住宅区域に作るとか、そういうことはできないので、まずこういった施設を立地できる場所かどうかという法的なエリアの確認を行うことと、そこには当然経路も必要である。施設だけで完結するものではないので、施設として機能するかどうかという大きなエリアの絞り込み等は、内部の作業としては、並行して行っている。ただ、実際作るとなると、大変影響の大きい施設なので、今後専門のコンサルタント業者にも入っていただくなることになる。

この基本構想というのは、全国でこういった大きな施設、広域化も含めて取り組んだ実績のある専門業者に参入していただき、この案で表にして検討していくというタイミングで、実際に現地で相談をしながら、検討に入りたいと思っている。この基本構想が決まってからゼロから行うというものではないが、現状において具体的にこの場所を考えている、ということなど、無責任に挙げられるものでもないという段階である。

●委員：現在の新居浜市の焼却施設は日量201トン、西条市も200トンということだが、今度新しく作る計画の焼却施設については、何トンぐらいの規模のものを考えているのか。

○環境施設課長：実現可能性調査を令和4年度に行ったところの検討の結果であり、まだ確定しているものではないが、将来的なごみ量の減少、人口の減少等の見込みから、246トン、約250トンの処理ができる施設規模が見込まれており、金額にして約310億円かかるとの試算であった。この試算は、まだ実現可能性調査の段階であるので、令和4年の時点で、メーカーに概算で算出していただいたもので、細かな仕様など詳細を決めたものではない。いろいろ検討する中の参考的な数字ととらえていただきたい。

●委員：まだ今の段階で候補地を挙げるのは時期尚早ということであったが、去年、カーボンニュートラルポートの件で菊本町の視察をした。余熱利用とかリサイクルに関しては、横に最終処分場もあるし、住友企業もあるし、連携もとりやすいという話を聞いた。

資料の3ページには焼却施設のみで2ヘクタール以上必要と書いてあるが、菊本町の空き地部分はどの程度の広さなのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：約3ヘクタール強ある。

●委員：千歳市の焼却施設では、横に災害ごみを集積する集積所を併設していた。この土地であれば、焼却施設を作っても、そういう災害ごみを持ってきて、そこで集積しておいて焼却するというようなことも可能か。

○環境施設課長：用地の広さについて測量などは行っておらず、航空写真から測った面積であるが、約3.7ヘクタールである。

観音原の現清掃センターの敷地が約2.7ヘクタールであるので、そこからまだ1ヘクタール分は大きく用地を確保できる可能性はあるので、広さとしては充分と考える。

●委員：今回、せっかく西条市との合意ができたということで、広域化を進めていただきたい。今の段階では早いが、将来的には余熱利用とか、汚泥の肥料化とか、またその近くにアンモニアの施設ができるような計画もあるので、そのアンモニアを使って、カーボンニュートラルとか、コストを低くするようなことも考えられる。これは、要望的なことになるが、両市が協力して納得のいくような形で収めていただくことを前提に、新居浜市側としたら、そういう辺りを少し念頭に置いて実施することで、将来の新居浜市にとってもメリットが出てくるのではないかと思う。

●委員：施設を建てる時には、国等からの補助金はどれぐらい出るのか。

○環境施設課長：循環型社会形成推進交付金という環境省の大きな交付金に関わるものとして取り組んでいる。年々変わっているが、現時点では交付率3分の1、高効率の機器、発電設備に関する部分等に

は特別加算されるところがあり、その場合は2分の1になる。残りは、起債と一般財源という形になる。

●委員：県からの補助金はないのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：施設に関する県の補助金は、現時点ではない。

●委員：広域化が実現した場合、定期収集手数料、大型ごみ戸別収集、直接搬入手数料なども変更される可能性があるのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：あくまで、今考えているのは、それぞれで集めたごみを一つの施設で処理するということなので、現時点では料金を合わせるというところまでは考えていない。

●委員：3ページのところで、大きく分けて三つの方式、単独で進めていく、2市広域化として進めていく、公民連携で進めていくとあるが、2市広域化を一番進めていきたい、第1優先なのかということの再確認をしたい。また、今後、二つの市で話し合っていくと、揉めることもあると思う。そもそも2市広域化に対する熱量が、新居浜市と西条市に差があつたらなかなか進まないと思うが、どのぐらいの熱量で2市広域化を進めていく考えなのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：2市広域化をベースに、このケース6、7の公民連携というのも、検討課題としては入っている。これから市長、副市長を中心とした会議をスタートするが、両市の担当者レベルでは、これまでずっと検討を続けてきており、今後の人口減少の中で効率的なごみ処理のことや、人をどう確保していくかなど、課題は西条市も新居浜市も同じように認識している。これからはそれぞれの費用負担や、両市の市民の利便性を確保できるのかなど、そういったところを市長、副市長を中心に検討していくように考えているので、こういう課題を両市で協力して何とかしましょう、という認識を持った上で、これから、その結果どうなっていくか。我々としては、そういう課題も含めて、西条市と協力できたら良いとは考えている。

●委員：先日、千歳市と帶広市の視察を行ったが、一つ大きな中心の市があって、周りの小さい町がぶら下がるというか、お願いするような感じの構造であったため、うまくいっているのかなという印象を受けた。四国中央市は離脱したが、新居浜、西条、四国中央市は割と横並びの感じであるので、どこか一つがリーダーシップを取るというのも難しいし、すごく難しい構造で広域化を進めようとしている感じる。どこも広域化はしたいのだとは思うが、そうなったときに、住民の利便性とかそういうことではないところでストップがかかりそうな感じがしたので、そうならないようにしてほしいと思う。

○環境施設課長：担当者として、西条市と話をしており、コンサルタント業者とも話をしている。他に選択肢がなく、ある意味、大きなところに吸収してもらうしかないという小規模な自治体は結構早く話が進む。逆に、あるコンサルタント業者からは、日量200トンクラスというのは規模が大きく、このクラス同士のコラボというのは、選択肢を残している者同士の話になるのでまだ恵まれている、みたいな見方をされることもあった。そういう意味では、松山市などを見ても、大きい自治体が主導権をとる方法というのは有効だとは思うが、今現状の新居浜市の立地は変わることはなく、片や四国中央市は離脱という状況下で、改めて西条市はもう一つの大切な隣の自治体だという、相手を尊重する気持ちを持って、向き合う所から始めていくことが重要だと考えている。

●委員：旧清掃センター敷地に建物がそのまま残っているが、今後もここに何も建てられない場合、この建物はこのままなのか。

○環境施設課長：建物は年々老朽しており、鏽も大分出てきている。一方で、手付かずとなってしまっている理由は、撤去にかなりの金額、10億円以上を要する。

そういう中で、撤去するときにはダイオキシンなどの調査も行う必要があるが、そうなるとさらに費用がかかってしまう。しかし、いずれ一般財源でも実施しなければいけなくなる。今後事業を行う可能性のある用地として、この点も何とかしないといけないという認識を持って、検討に入れてやってい

く必要があると考えている。

●委員：千歳や帯広の場合は消防の広域化であったが、両方とも組合議会を作っていた。組合議会では予算や決算など、新しい事業を行う場合の諮問などをしている模様だったが、今回、両市で広域化を実施する場合に、組合議会を作る予定はあるのか。また、組合議会ができるまでは、議員としての発言や計画に参画するような機会はないのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：千歳市も一部事務組合を作られているが、その組合を作るというのは会社を一つ作るというイメージとなり、その中に議会も監査もある。全国的には、ごみ処理を複数の自治体で実施しているところでは、一部事務組合を設立しているケースが多い。

今、西条市と検討しているのは、最終的にそれぞれで集めたごみを一括処理することを検討しており、どういう運営方式にするのかというのも含めて、この構想の中で整理のうえ、最終決定することになる。一部事務組合以外にも、事務委託という、仮に新居浜市に焼却施設を作った場合に、西条市が焼却処理を新居浜市に委託するというような手法もあり、あと、消防の3市の協議会のような、協議会方式という手法もある。そういう手法も含めて、その構想の中で整理をし、決定していくことになる。

そういう体制ができるまでは、議会に対してはこれまで通りその機会、検討するタイミングにおいて、それぞれ報告し、意見をいただくという形になる。

●委員：この業務委託予算では、新居浜市と西条市とで負担が折半になっている。ただ、ごみを焼却処理する場合は、両市でごみの量が違ってくると思う。また、西条市は有料化しているが、新居浜市は持ち込みのみ有料であり、処理量や方式も違う。そういう状況で一緒に処理する場合、費用の分担という点が一番ネックになっていくのではないかと思う。

千歳市でこの話を聞いたが、それぞれの市町村によって量が違うが、持ち込んだ量をチェックして、持ち込んだ量に応じてそれぞれの市が負担していた。また、ごみ処理が有料化の自治体、無料化の自治体があったが、それについては各市町村で対応するような方法を行っていた。

ごみの持ち込み量に応じて負担をする方が平等だと思うが、その辺りについて考えがあれば教えてほしい。

○環境施設課長：まさにその部分が争点にはなると思う。調べた範囲ではあるが、広域化において自治体同士でうまくいかなくなる大きな要素が、その辺りにあると聞いている。

考え方としては、ごみ量に応じて負担するごみ量割、人口に応じて負担する人口割、あと、ほぼ同一の規模だから均等にするという均等割、或いはそれらの組み合わせというものがある。

一方で千歳市では、広域化をせずに単独で行う場合と、広域化の効果で経費がかからなくなつた場合との比較である低減率の差が、各自治体でかなりあったというように聞いている。担当者はその部分のバランスを取りたいということで、3千数百通りものパターン検証を行った上で、2市4町の同意を取り付けたと聞いている。これは、現場の環境施設を預かる者からすると、大変な努力だったのだろうと思う。市としての利益ではないが、やはり事業を行っていくためのベースになるものを確保する、ということは大事ではあるが、一方で一緒に行う相手先に対し、そういうことも含めた考え方をする必要がある。現状では、その辺りに関して徹底的に洗い出す予定であり、しっかり検討していきたい。

また、当然議会にも諮って、承認いただいた上で進めることになり、市が勝手に決めるということにはならないので、そのように理解いただきたい。

●委員：視察に行って、そこが破談になるか上手くいくかの一つの分岐点みたいに感じたので、その辺りを本当に慎重に行って、できるだけスムーズに事業が進むように、頑張っていただきたい。

●委員：現状の焼却施設も今後使わなくなる場合、解体するか維持していく必要がでてくると思うが、その費用はどの程度を想定しているのか。

○環境施設課長：仮に2市で広域化を実施し、現在の清掃センターとは別の場所に作ったとしても、両市の現施設の撤去解体費は、国費、交付金の対象になるとは聞いている。清掃センターという施設は少し特殊なところがあって、中のプラントと外の建物の寿命が全く違う。外は建築構造物という扱いで、条件によって変わっては来るが、耐用年数50年程度に対し、中のプラント機器の耐用年数は15年から20年程度である。それを延命して25年から30年程度までは使うが、仮に建て替えで他の場所に新施設を作った場合、プラント部分の解体費用は確保できるが、建屋部分は残ることになるので、その部分をまたどのように活用するのかというのも考える必要がある。

ただ、解体の詳細設計はまだ行っていないので、具体的に撤去費用が幾らかというのは算出していない。維持管理する場合は、具体的に何かを行うということは、今のところないと思う。旧施設がそうであるが、構造物である以上は建築基準法の適用について当然該当し、火災用の感知器など、最低限人を守る設備は配置をして、その点検等の費用が該当するものと考えている。

●委員：広域化をするかしないかというのは、市長の腹積もりがすごく大きいと思うが、多分市長と職員の温度差は結構あるのではないかと思う。市の職員としてどう感じているのかと、市長はどういう考えを持っているのか。あと、合意できなかった場合や期間を超過する場合は、単独で整備する可能性があるという説明があったが、この合意の期限はいつか。

○市民環境部環境エネルギー局長：市長の考え方と、職員の考え方との開きがあるのではないかということだったが、市長就任後、この次期ごみ処理施設整備については、何度も説明を行っている。市長も元々、人口減少していく中で、四国中央市も含めて両隣の市と連携して行政運営をしていきたいという意向を持っているので、今この次期ごみ処理施設の整備については、市長と同じような認識で進めていると感じている。

○環境施設課長：行程として資料5ページにスケジュールのイメージを掲載しているが、今まで事務レベルで続けていた議論に対し、両市長を含めた意見調整の場である推進会議で引き続き検討を行っていくということで、基本合意を行った。今後専門家を交えて行う基本構想の策定については、1年後の10月に結果が取りまとめられる予定であり、その過程を議会にも諮りながら、令和8年度末がまず一つの大変なポイントとなる期限であると考えている。

その時点でもまとまらない場合、理由にもよると思うが、あと少しで何とかなるというのであれば、もう少し頑張ることもできるかもしれない。しかし、そもそも無理だという場合や、立地に適切な場所が本当に見つからない場合であれば、その先は全く見当がつかなくなるので、環境への影響を調査していくのに3年、プラント建設に4年以上かかる考えると、即単独延命化や建て替えに切り替えると難しくなるだろうと思う。その時点での決まらない理由によるところが大きいが、広域化するのであれば、現時点では令和8年度末までで決められるはずだと思っている。

また、西条市を差し置いて勝手に決めることもできないので、両市で一緒に話をしながらということになると思う。

●委員：中継施設と集約施設、新居浜市にはどちらが建設される見込みか。

○市民環境部環境エネルギー局長：今の時点では、回答できない。これから市長、副市長を交えて検討を進めるということと、今後、市民にも意見を聞いていくことになると思うので、そういう中で決まっていくものと考えている。

●委員：確認したいが、このごみ処理施設整備基本構想については8年度末に策定されるということでおよいのか。予算は2年間分取っているとのことであったが、この策定はいつ終わるのか。

○環境施設課長：まず、西条市の議会を含め、9月定例会で予算の承認をいただいた仮定で話をすると、入札にかけるための準備は進めており、9月議会終了後、すぐに手続きを行えば、おそらく10月末には入札で業者が決まると思う。工期は1年間程度の期間があれば十分だろうと聞いているので、令和8

年10月末頃に出てくる報告を共有し、次のステップにいけるのかどうか、審議していただくことになる。

●委員：この構想の中には候補地の選定ということも入っているようであるが、この基本構想ができる来年10月末の時点では、用地がどこになるのかが決まっているということか。

○環境施設課長：おそらく新居浜市、西条市のこの場所に決まったという報告にはならないと思う。公民連携の可能性もあり、民間が絡んできたらどうなるかというのが未知数である。想定しているのは、総合評価で順位をつけて、このパターンだとここが有利である、というような形で選択肢を幾つか挙げたうえで、決めていくようになると思う。

●委員：候補地を何箇所か具体的に挙げるけど、ここだという決定はまだこの構想の中ではしないということでおいか。

○環境施設課長：そうである。

●委員：この構想が策定された後の次に進む段階の一番の作業はどのようなものか。

○環境施設課長：用地の調査に入るときには、当然、そのエリアの住民には、そういう調査をさせていただきたいというお願いをし、理解をいただきながら進めていくということになる。基本構想策定が終った時点では、場所は決まっていないので、その後、議会や地元同意も含めて、場所を決めるという過程が一番大事で一番大変だと思う。

その時期には、両市の負担の話や、地元の理解など、様々な大きな課題が出てくると思うので、まずそこがポイントになると思う。

●委員：スケジュールによると、この基本構想の後に基本計画・整備計画等に令和9年、令和10年と2か年取っているが、予定通りいけば、今度は基本計画に入っていくという考え方でよいか。

○環境施設課長：そうである。

●委員：仮に西条市に焼却施設ができたときには、新居浜市の今のごみ焼却施設は中継施設にもなり得るということでよいか。

○市民環境部環境エネルギー局長：そういう可能性もある。

●委員：ごみを集めてきて、ストックして西条市へ運ぶのであれば、建屋を壊さないという選択肢もあるのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：そういうような選択もあると思う。

●委員：両市で合意ができ、仮に西条市に焼却施設を建てて供用開始になった場合、新居浜市のごみは西条市まで持っていく必要が出てくるが、運搬費が増えていくと思う。新居浜市も観音原だけでは集積所が間に合わないので、菊本も使うなどの話になった場合、供用開始した後に、両市の費用負担というのではなく、距離が長い方がもちろん余計に出していくなければならないということになるのか。

○市民環境部環境エネルギー局長：例えば、西条市に焼却施設、新居浜市に中継施設を作った場合、計画を作って、費用の調査をまとめていくことになる。その中で、焼却施設までの運搬費用は、新居浜市の負担ということになると思うが、そのような点については、千歳市でいうところの縮減率なども考慮しながら、それぞれ協議して、どこで合意するかということになると思う。

●委員：ごみを持ち込んだ市が、引き取りなさいというのが千歳の広域処理の手法だったが、両市が合意して令和17年に施設の供用を開始した場合、持ち込んだ新居浜市のごみの量に対して、焼却灰は返ってくることになると思う。そのような場合、新居浜市がストックするところというのは、観音原とか菊本とか、そういうところになるのか。

○環境施設課長：焼却灰のところで、仮に新居浜市側で処分するとすれば、菊本の最終処分場は計画よりも大分埋め立て容量に余裕があり、現在で10%程度の埋め立て量である。残りの供用年数にも余裕はあるが、一方で、何も搬入しなくても老朽化していくという事情もある。

運搬についても調査は行っており、場所は最終処分場ではないが、西条市の中心地区からの距離は約22キロ前後、往復で44～45キロになる。それを20年間、30年間運搬することになるので、運搬費用も数十億円という話になる。そう考えた場合に、お互い効率よくやっていく中で、相手先に対し新居浜市側の処分場を使っても良いなど、費用負担のところでの調整を行うこともあると思う。

少々理不尽な話ではあるが、中継施設については、基本的には置いた側の市が整備しないといけない。その場合、焼却施設も中継施設も負担し、さらに距離が伸びた運搬費も負担しなければいけないということになるので、そこはトータルで一緒に事業を行うという認識を持って、両市が納得いくところに落とすような形の話にしていく必要があると考えている。

中継施設を持ってくれるところに対しては、焼却施設側の負担を減らしましょうなど、そのあたりが今回のテーマなのだろうと考えている。

●委員：環境エネルギー局が考えている令和17年頃の両市の人口は、大体19万人とみていいか。

○市民環境部環境エネルギー局長：手元に資料はないが、西条市も新居浜市も人口推計は行っており、令和17年の時点では20万人は切ってくるようになるのではないかと考えているが、今年度に国勢調査があるので、その数字によってどう変わっていくかというところも含めて、考えていきたいと思う。

●委員長：今回8月5日に基本合意を行うなど、総合スケジュールにおける重要な局面だと思うが、今後とも丁寧な説明をお願いしたいと思う。

○ 閉会 午後2時52分